

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）	1
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第五条関係）	13
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（附則第五条関係）	14
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（附則第六条関係）	15
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三十四号）（附則第七条関係）	17

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章―第三章（略） 第三章の二 緊急銃猟（第三十四条の二―第三十四条の六） 第四章 狩猟の適正化 第一節―第四節（略） 第五章・第六章（略） 附則 第一章 総則 第一条（略） （定義等） 第二条（略） 2 5（略） 6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。 7 10（略） 11 環境大臣は、第八項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。 第二章 基本指針等	目次 第一章―第三章（略） 第四章 狩猟の適正化 第一節―第四節（略） 第五章・第六章（略） 附則 第一章 総則 第一条（略） （定義等） 第二条（略） 2 5（略） （新設） 6 9（略） 10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。 第二章 基本指針等

(基本指針) 第三条 (略) 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	(基本指針) 第三条 (略) 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一、四 (略) 五 危険鳥獣の管理に関する事項	一、四 (略) 五 (新設)
六 (略) 三・四 (略)	五 (略) 三・四 (略)
(鳥獣保護管理事業計画) 第四条 (略) 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	(鳥獣保護管理事業計画) 第四条 (略) 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一、七 (略) 八 危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項	一、七 (略) 八・九 (略)
九・十 (略) 三・五 (略) 第五条 第七條の四 (略)	八・九 (略) 三・五 (略) 第五条 第七條の四 (略)
第三章 鳥獣保護管理事業の実施 第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制	第三章 鳥獣保護管理事業の実施 第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制
第八条 第十條 (略) (狩猟鳥獣の捕獲等) 第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に	第八条 第十條 (略) (狩猟鳥獣の捕獲等) 第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に

規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けず、狩猟鳥獣（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。 一 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで及び第四章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。 二 （略） 2・3 （略）	規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けず、狩猟鳥獣（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。 一 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。 二 （略） 2・3 （略）
（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限） 第十二条 （略） 2・5 （略） 6 第二条第十一項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。 第十三条～第十八条 （略） 第三章の二 緊急銃猟 （緊急銃猟） 第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章にお	（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限） 第十二条 （略） 2・5 （略） 6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。 第十三条～第十八条 （略） （新設）

	いて同じ。)は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物(以下この項において「住居等」という。)に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)(以下の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によつて人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。
2	市町村長は、前項の規定による銃猟(以下「緊急銃猟」という。)をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。
3	市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。
4	緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
5	緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項(弾丸の到達するおそれのある人に向かつてする銃猟の制限に係る部分に限る。)の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危

害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（安全を確保するための措置）

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

（都道府県知事に対する応援の要求等）

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（新設）

（新設）

（新設）

2	前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
3	第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。
(損失の補償)	
第三十四条の六	市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三
1	第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。
2	前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならぬ。
3	市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
4	前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。
5	前項の訴えにおいては、市町村(特別区を含む。)を被告とする。
第四章 狩猟の適正化	
第一節 危険の予防	
(特定猟具使用禁止区域等)	
第三十五条 (略)	
2	2
11	11
12	第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、第三十四条第三項から第七項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と
(新設)	
第四章 狩猟の適正化	
第一節 危険の予防	
(特定猟具使用禁止区域等)	
第三十五条 (略)	
2	2
11	11
12	第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第七項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条

、同条第十項中「前項に規定する」とあるのは「第三十五条第十
一項各号に掲げる」と、第三十四条第三項中「その旨並びにその
名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、
区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同
条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第
十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読
み替えるものとする。

第三十六条・第三十七条 (略)

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃猟をしてはならない。
2・3 (略)

第三十八条の二 (略)

第二節 狩猟免許

(狩猟免許)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようと
する者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる
狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可
を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分
を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は第二条	網猟免許

第十項中「前項に規定する」とあるのは「第三十五条第十一項各
号に掲げる」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及
び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期
間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「
前項の規定による公示」とあるのは「次条第十二項において読み
替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第三十六条・第三十七条 (略)

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の
捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。
2・3 (略)

第三十八条の二 (略)

第二節 狩猟免許

(狩猟免許)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようと
する者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる
狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可
を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分
を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は第二条	網猟免許

第七項の環境省令で定める獵法	
(略)	(略)
4 (略)	4 (略)
第四十条～第五十四条 (略)	第四十条～第五十四条 (略)
第三節 狩獵者登録	第三節 狩獵者登録
(狩獵者登録)	(狩獵者登録)
第五十五条 狩獵をしようとする者は、狩獵をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合、第十一条第一項第二号（同号に係る部分を除く。）に掲げる場合及び緊急銃獵を実施する場合は、この限りでない。	第五十五条 狩獵をしようとする者は、狩獵をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号に係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。
2 (略)	2 (略)
第五十六条～第六十七条 (略)	第五十六条～第六十七条 (略)
第六章 罰則	第六章 罰則
第八十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
一 第八条の規定に違反して狩獵鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたとき（許可不要者であるときを除く。）	一 第八条の規定に違反して狩獵鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者（許可不要者を除く。）
二 狩獵可能区域以外の区域において、又は狩獵期間（第十一条	二 狩獵可能区域以外の区域において、又は狩獵期間（第十一条

第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。〔外の期間に狩猟鳥獣の捕獲等をしたとき（第九条第一項の許可を受けた者であるとき及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者であるときを除く。）〕。

三 第十四条第一項の規定により指定された区域においてその区域に係る第二種特定鳥獣以外の狩猟鳥獣の捕獲等をし、又は同条第二項の規定により延長された期間においてその延長の期間に係る第二種特定鳥獣以外の狩猟鳥獣の捕獲等をしたとき（第九条第一項の許可を受けた者であるとき及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者であるときを除く。）。

四 第十条第一項、第二十五条第六項、第三十七条第十項又は第三十八条の二第十項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定に違反したとき。

六 第五十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで狩猟をしたとき。

七 偽りその他不正の手段により第九条第一項の許可、第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定若しくは第十八条の八第二項の有効期間の更新、狩猟免許若しくはその更新又は狩猟者登録若しくは変更登録を受けたとき。

2 前項第一号から第三号まで、第五号（第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分に限る。）及び第六号の未遂罪は、罰する。

3 第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によって捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没収する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。〔外の期間に狩猟鳥獣の捕獲等をした者（第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。）〕。

二の二 第十四条第一項の規定により指定された区域においてその区域に係る第二種特定鳥獣以外の狩猟鳥獣の捕獲等をし、又は同条第二項の規定により延長された期間においてその延長の期間に係る第二種特定鳥獣以外の狩猟鳥獣の捕獲等をした者（第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。）。

三 第十条第一項、第二十五条第六項、第三十七条第十項又は第三十八条の二第十項の規定による命令に違反した者

四 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定に違反した者

五 第五十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで狩猟をした者

六 偽りその他不正の手段により第九条第一項の許可、第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定若しくは第十八条の八第二項の有効期間の更新、狩猟免許若しくはその更新又は狩猟者登録若しくは変更登録を受けた者

2 前項第一号から第二号の二まで、第四号（第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分に限る。）及び第五号の未遂罪は、罰する。

3 第一項第一号から第二号の二まで、第四号及び第五号の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によって捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没収する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第五項、第三十七条第五項又は第三十八条の二第五項の規定により付された条件に違反したとき。
- 二 許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻酔銃猟許可証又は狩猟者登録証を他人に使用させたとき。
- 三 他人の許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻酔銃猟許可証又は狩猟者登録証を使用したとき。
- 四 第十二条第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限（第十四条第三項の規定によりその一部が解除されたものを含む。）又は第十二条第三項の規定による制限に違反したとき。
- 五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第五項若しくは第六項、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十条第三項の規定に違反したとき。
- 六 第十五条第十項、第十八条の六第二項、第二十二条第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をしたとき。
- 2
(略)

第八十四条の二 第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限に違反したときは、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反したとき。
- 二 第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたとき。

- 一 第九条第五項、第三十七条第五項又は第三十八条の二第五項の規定により付された条件に違反した者。
- 二 許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻酔銃猟許可証又は狩猟者登録証を他人に使用させた者。
- 三 他人の許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻酔銃猟許可証又は狩猟者登録証を使用した者。
- 四 第十二条第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限（第十四条第三項の規定によりその一部が解除されたものを含む。）又は第十二条第三項の規定による制限に違反した者。
- 五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第五項若しくは第六項、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十条第三項の規定に違反した者。
- 六 第十五条第十項、第十八条の六第二項、第二十二条第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定による命令に違反した者。
- 七 第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者。
- 2
(略)

(新設)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者。
- 二 第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者。

- 三 第二十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第十一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。
- 五 第四十二条の規定により管轄都道府県知事が付し、又は変更した条件に違反して狩猟をしたとき。
- 六 指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を他人に使用させたとき。
- 七 他人の指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を使用したとき。

2
(略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第九項、第十八条、第十八条の九、第二十一条第一項、第二十四条第七項若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第三十八条の二第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の規定に違反したとき。
- 二 第九条第十二項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して鳥獣の捕獲等をしたとき。
- 三 第九条第十三項、第六十六条又は第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第十五条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十条第二項の標識又は第二十八条第十一項の施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去したとき。
- 五 第十八条の七第三項、第四十六条第一項又は第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 三 第二十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
- 四 第二十八条第十一項又は第七十四条第一項の規定に違反した者。
- 五 第四十二条の規定により管轄都道府県知事が付し、若しくは変更した条件に違反して狩猟をした者。
- 六 指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を他人に使用させた者。
- 七 他人の指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を使用した者。

2
(略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第九項、第十八条、第十八条の九、第二十一条第一項、第二十四条第七項若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第三十八条の二第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の規定に違反した者。
- 一の二 第九条第十二項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して鳥獣の捕獲等をした者。
- 二 第九条第十三項、第六十六条又は第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。
- 三 第十五条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十条第二項の標識又は第二十八条第十一項の施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去した者。
- 四 第十八条の七第三項、第四十六条第一項又は第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

六 第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。 七 第六十二条第二項の規定に違反して狩猟者記章を着用しないで狩猟をしたとき。 八 第六十二条第三項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して狩猟をしたとき。 九 第七十一条第一項の規定に違反して都道府県知事の認可を受けないで猟区管理規程を変更し、又は猟区を廃止したとき。 十 第七十五条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 十一 第七十五条第三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 十二 第七十五条第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	五 第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者。 六 第六十二条第二項の規定に違反して狩猟者記章を着用しないで狩猟をした者。 七 第六十二条第三項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して狩猟をした者。 八 第七十一条第一項の規定に違反して都道府県知事の認可を受けないで猟区管理規程を変更し、又は猟区を廃止した者。 九 第七十五条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。 十 第七十五条第三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。 十一 第七十五条第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。
第八十七条 (略) 第八十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条第一項若しくは第二項、第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項又は第八十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 第八十九条 (略)	第八十七条 (略) 第八十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条から第八十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 第八十九条 (略)

改 正 案	現 行
附 則 （狩猟税の税率の特例） 第三十二条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 （略）	附 則 （狩猟税の税率の特例） 第三十二条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 （略）

改 正 案	現 行
第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可 第四条～第十条 （略） （射撃技能の維持向上） 第十条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。 2 （略） 第十条の三～第十三条の四 （略）	第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可 第四条～第十条 （略） （射撃技能の維持向上） 第十条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による銃の所持の許可を受けた者は、<u>狩猟期間（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）</u>ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。 2 （略） 第十条の三～第十三条の四 （略）

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置 第二節 法令の特例措置 第十条～第十五条 （略） （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例） 第十六条 特定広域団体が別表第七号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十七条（第八項を除く。）、第八十三条第一項第四号、第八十四条第一項第一号及び第八十六条第一号の規定の適用については、同法第三十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）別表第七号に規定する政令で定める麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、同法第七条の規定により同号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この条において「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第二項から第七項まで及び第九項から第十一項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と、同法第八十三条第一項第四号中「第三十七条第十項」とあるのは「第三十七条第十項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を	第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置 第二節 法令の特例措置 第十条～第十五条 （略） （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例） 第十六条 特定広域団体が別表第七号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十七条（第八項を除く。）、第八十三条第一項第三号、第八十四条第一項第一号及び第八十六条第一号の規定の適用については、同法第三十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）別表第七号に規定する政令で定める麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、同法第七条の規定により同号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この条において「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第二項から第七項まで及び第九項から第十一項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と、同法第八十三条第一項第三号中「第三十七条第十項」とあるのは「第三十七条第十項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。」と、同法第八十四条第一項一号中「第三十七条第五項」とあるのは「第三十七条第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第八十六条第一号中「第三十七条第八項若しくは第九項」とあるのは「第三十七条第八項若しくは第九項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2・3（略）

第十七条・第十八条（略）

含む。」と、同法第八十四条第一項一号中「第三十七条第五項」とあるのは「第三十七条第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第八十六条第一号中「第三十七条第八項若しくは第九項」とあるのは「第三十七条第八項若しくは第九項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2・3（略）

第十七条・第十八条（略）

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（被害防止計画） 第四条（略） 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 三 （略） 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項 五 十 （略） 三 十二 （略） （対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等） 第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第九項後段（同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次項において「公告の日」という。）から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣保護管理法第九条（第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第三号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獣保護管理法	（被害防止計画） 第四条（略） 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 三 （略） 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項 五 十 （略） 三 十二 （略） （対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等） 第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第九項後段（同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次項において「公告の日」という。）から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣保護管理法第九条（第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第三号まで及び第六号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獣保護管理法

第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長）」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獣保護管理法第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護管理法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「猟区設定者に対し」とあるのは「猟区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護管理法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護管理法第八十三条第一項第二号及び第三号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の

第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長）」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獣保護管理法第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護管理法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「猟区設定者に対し」とあるのは「猟区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護管理法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護管理法第八十三条第一項第二号及び第二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の

規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同項第四号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第七号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十四条第一項第一号中「第九条第五項」とあるのは「第九条第五項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十六条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2
4

（略）

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第六号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十四条第一項第一号中「第九条第五項」とあるのは「第九条第五項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十六条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護管理法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2
4

（略）